



町からの大切なお知らせです。

水道メーターの交換について

☎ 建設水道課 水道室（内線 1604）

月々の水道使用量を計量する水道メーターには有効期限があります。このため町では、有効期限が満了するメーターを無料で交換致します。交換対象となっているメーターが設置されている家庭や事業所を、町で委託した業者が事前に調査しています。

なお、委託業者は腕章をして作業を行っています。声をかけてから作業致しますが、屋外作業のため、ご不在の場合でも交換作業をさせていただきます。メーター周辺の整理等、ご協力をお願い致します。

■交換作業 10月1日(土)から11月30日(水)の間に行いますが、作業の進捗状況によっては、12月以降に交換作業をさせて頂く場合があります。※交換作業中は断水となります。交換にかかる作業時間は約20分です。

※交換後は、一時的に水が濁る場合がありますので、しばらく水を出してからお使いください。



交換対象の水道メーターを、腕章をした委託業者が、現在調査中です。調査、交換は、屋外での作業になります。みなさんのご協力をお願いします。実際の交換は、10月から12月の間に行う予定です。

うつくしま地球温暖化防止活動推進員

☎ 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

福島県では、地球温暖化の現状や影響、対策等について学習し、地域の人たちと一緒に理解を深める活動を積極的に行う「うつくしま地球温暖化防止活動推進員」を養成する研修会を開催します。

■対象 地球温暖化防止活動に関心があり、地球温暖化防止活動推進員の委嘱を受けたい方

■日時 10月20日(木) 午前10時30分～午後3時30分

■場所 郡山市総合福祉センター

■申込締切 10月13日(木)

■受講料 無料

■定員 30名(先着順)

■申し込み・問い合わせ 福島県地球温暖化防止活動推進センター（Tel 525-8892）

世界の料理教室の開催について

☎ 企画財政課 企画調整係（内線 1202）

川俣町国際交流協会では、料理を通じて外国の文化を学び交流するために、料理教室を開催します。皆様、奮ってご参加ください。

■日時 10月29日(土) 午前10時から午後2時

■場所 川俣町保健センター

■内容 中国料理作り、やさしい中国語講座など

■定員 20名程度（定員になり次第、募集を終了します）

■会費 大人500円、子ども250円（国際交流協会会員の方は大人200円、子ども100円）

※エプロンを持参してください。

■申込締切 10月21日(金)

頑張れ川俣

（株）佐武創業30周年記念企画
川俣町、川俣町商工会後援

復興応援大花火大会

川俣町の東日本大震災からの1日も早い復興への願いを込めて、今年創業30周年を迎える、（株）佐武【代表取締役 佐藤武四（東大清水）】が、復興応援大花火大会を開催します。川俣の夜空を彩る壮大な花火を、みなさん、ぜひご覧ください。

10/22 (土) 18:30~19:45 (予定)

打上場所：中央公園

七千発の花火を
ぜひご覧ください。



くらし

町営住宅入居者を募集します

問 建設水道課 管理係（内線 1603）

- 募集期間 10月3日(月)～10月18日(火)
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 対象住宅と戸数

- ・中道団地（飯坂字中道）2戸
- ・壁沢住宅2号棟（字壁沢）1戸（5階）

※壁沢住宅2号棟については、UIターン者・新婚世帯への優先選考（以下の入居条件を満たした場合で、入居期間が最長10年間の条件）があります。

■間取り・設備 各団地で若干異なりますので、問い合わせください。

■入居条件

- ①現に住宅に困窮している方。
- ②税、その他の使用料等の未納がないこと。
- ③現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、婚姻の予約者等も含む。
- ④単身入居の資格が認められる者は満60歳以上。（60歳未満の場合は別途条件が必要となりますので、問い合わせください。）
- ⑤収入基準は、所得月額158,000円以下であること（収入のある方全員です）。ただし、裁量世帯（入居者が障害者等）の場合は214,000円以下。
- ⑥入居決定時に、1名の連帯保証人に引受承諾が得られること。
- ⑦入居者が暴力団員でないこと。

■家賃 入居者の所得や団地ごとに異なります。

■問い合わせ 標記担当まで問い合わせください。

あなたの家の近くにありませんか？

「空き家情報」 お寄せください！

問 建設水道課 建設係（内線 1602）

空 家等対策の推進に関する特別措置法第9条第1項の規定に基づき、今年度、町内における空き家の現状を把握するため、実態調査を行っています。町内に空き家となっている建物や、道路・隣接地に悪影響を及ぼしている空き家などの情報をお持ちの方は、標記担当まで情報をお寄せください。みなさんのご協力をお願いいたします。

住宅用太陽光発電システムの設置費用補助

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

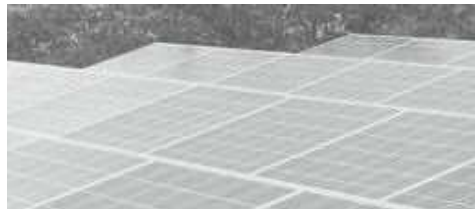
住宅の屋根等へ太陽光発電システムを設置する方に補助金を交付しています。

■補助金額 1kW 当たり 30,000 円

■補助金額の上限 $30,000 \text{ 円} \times 9.99 \text{ kW} = 299,000 \text{ 円}$ が補助金額の上限です。

■先着順で予算額に達し次第締切

申請手続き等の詳細については、町ホームページをご覧ください。標記担当まで問い合わせください。



申し込みは先着順です。申請をされる方は、お早目をお願いします。

野焼き・小型焼却炉での焼却禁止

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

ごみの野焼きは法律で禁止されています（一部の例外を除く）。また小型焼却炉での焼却も法律で禁止されています。違法な野焼きをした場合、罰金や懲役に処せられる場合があります。

野焼きや排ガス処理装置のない小型焼却炉での焼却はダイオキシン類や塩化水素などの有害物質発生の原因となります。これに加え、放射性物質に汚染された可能性のある廃棄物の場合は、放射性物質の飛散や高濃度の焼却灰発生のおそれがあります。

■野焼き禁止の例外（主なもの）

- ・農林業等を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ※廃ビニール等の焼却は含まれません。
- ・風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

例外とされているこれらのことも、焼却によって大量の煙や臭いが発生すれば、近隣の生活環境に支障をきたし「近所で草木を燃やして煙たい」「窓が開けられない」「洗濯物に臭いがついて困る」「体調の悪い人がいるので困る」などの苦情の原因となります。

■やむを得ず焼却する場合は

- ・風向きや、時間帯を考慮する
- ・煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度にとどめるなどの配慮が必要になります。快適な生活環境の維持に努めましょう。